

平成 29 年度一般公衆浴場活性化コンペ実施要領

本実施要領は、石川県公衆浴場業生活衛生同業組合金沢支部(以下「本組合」)が実施する「平成 29 年度一般公衆浴場活性化業務」(以下「本業務」)に係る受託候補者の選定に関して、コンペに参加しようとする者(以下「参加者」)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「平成 29 年度一般公衆浴場活性化業務」一式

(2) 委託期間

委託契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日(土)まで

(3) 募集する企画提案の内容

「2 基本仕様」のとおり

(4) 委託費

6,000 千円以内(消費税額及び地方消費税額を含む)

上記金額は現時点の見込みであり、状況により変更する場合がある。なお、委託費に変更が生じた場合は、速やかにその旨を連絡する。

なお、委託費には、本業務において実施する取組に係る調査・計画、協議調整、運営・制作等の費用の全てを含むものとする。

2 基本仕様

(1) 業務目的

金沢市内の一般公衆浴場の活性化を図るため、イベント時の短期的な集客のみならず恒常的な集客力向上策も含め、SNS の活用をはじめとする情報受発信や本組合員が一体となって行う取組等、創意工夫に富んだ各種取組を効率的・効果的に実施する。

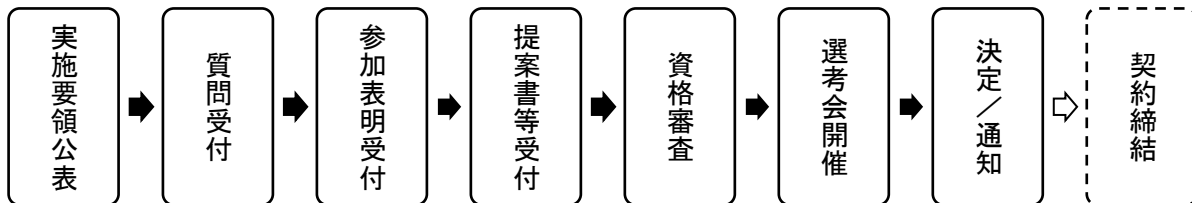
表 (参考)前年度の取組実績

取組項目	期間
変わり湯	6 / 6 菖蒲湯 12 / 22 柚子湯 11 / 26 レモン風呂 2 / 12 能登ヒバ湯
家族で銭湯デビュー！キャンペーン	8 / 1 ~ 31
金沢マラソンキャンペーン	10 / 23
銭湯宣伝の広告・取組紹介	9 / 30
銭湯マップの作成	
いしかわクールシェア(スタンプラリー参加)	7 / 1 ~ 9 / 30
入浴の心得・注意事項のポスター	10 / 1 ~ 11 / 30

(2) 提案に当たっての注意

- ① 市内一般公衆浴場の活性化を目的に、利用者の増加が期待されるソフト事業であること。
- ② 委託契約締結の日以降に開始し、平成 30 年 3 月 31 日迄に完了可能な事業であること。
- ③ 実施に当たって、不確定要素や本組合以外の関係機関等の協力が必要である場合は、具体的かつ明確にその内容を示すこと。

(3) 委託者決定までの流れ（予定）



委託者決定迄のスケジュール(予定)は下表のとおりとする。変更があった場合は、原則として本組合ホームページ(<http://ishikawaii1010.sakura.ne.jp/>)にて通知する。

① 実施要領の公表	5月 8日(月) ～ 5月 22日(月)
② 質問受付締切	5月 24日(水)
③ 最終回答日	5月 29日(月)
④ 参加申込受付締切	5月 31日(水)
⑤ 企画提案書等受付期間	6月 1日(木) ～ 6月 15日(木)
⑥ 資格審査	6月 16日(金) ～ 6月 21日(水)
⑦ 企画提案選考会日時の通知	6月 22日(木) ～ 6月 23日(金)
⑧ 企画提案選考会	6月 27日(火) ～ 6月 28日(水)
⑨ 委託者の決定及び通知	6月 29日(木) ～ 6月 30日(金)

3 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げるコンペ参加資格(以下「参加資格」)の要件をすべて満たしている者であり、かつ、本組合から参加資格の確認を受けた者とする。

複数の者による共同提案も認めるが、この場合、構成する者のいずれもが、参加資格要件を満たす者であり、かつ、代表者を定めたいうで参加することを条件とし、本組合との契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 石川県内に主たる営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、本組合の要求に応じて速やかに対応できる体制を整えていること。
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く)でないこと。
- (4) 代表者、役員(執行役員を含む)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

4 コンペ手続き等に関する事項

(1) 担当窓口

石川県公衆浴場業生活衛生同業組合 金沢支部 担当者：丹保
〒920-0912 石川県金沢市大手町 2-22
TEL : 076-262-3026
FAX : 076-221-2372
Mail : kanazawa0268@fuga.ocn.ne.jp
URL : <http://ishikawaii1010.sakura.ne.jp/>

(2) 実施要領等の配布

コンペ手続き等に関する下記の資料は、原則として本組合ホームページからのダウンロードをもって配布する。

- ① 資料1 実施要領(本書)
- ② 資料2 様式集

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

- ① 受付期間 平成 29 年 5 月 8 日(月)～5 月 24 日(水)午後 5 時まで
- ② 受付場所 上記(1)と同じ
- ③ 提出方法 「実施要領等に関する質問票【様式 1-1】」に質問を簡潔に記入の上、電子メールにより提出すること。
- ④ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、原則として本組合ホームページにて通知する。
- ⑤ 回答期日 随時、回答する。なお、最終回答の期日は、平成 29 年 5 月 29 日(月)とする。

(4) 企画コンペの参加申込み

コンペへの参加を希望する者は、コンペ参加表明に係る書類を、下記により提出すること。

- ① 提出書類下記のとおり。
 - (ア) 【様式 1-2】 コンペ参加表明書
 - (イ) 【添付資料】 会社概要及び過去 3 年間の主な類似業務実績(パンフレット等でも可)
- ② 提出期限 平成 29 年 5 月 31 日(水)午後 5 時【必着】
- ③ 提出先 上記(1)と同じ
- ④ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
 - (ア) 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に持参のこと。
 - (イ) 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。
- ⑤ 留意事項
 - (ア) 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、コンペに参加することができない。
 - (イ) 参加資格の確認は、上記「②提出期限」の日をもって行う。
 - (ウ) 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「6 受託候補者の選定方法等に関する基本事項」に定める企画提案選考委員会の実施日までに参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(6) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

- ① 提出書類 「5 提出書類等」参照
 - ② 提出期限 平成 29 年 6 月 15 日(木)午後 5 時【必着】
 - ③ 提出先 上記(1)と同じ
 - ④ 提出方法 持参又は郵送による。
 - (ア) 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に持参のこと。
 - (イ) 郵送の場合は、二重封筒とし、中封筒に提出書類を密封し、外封筒に「企画提案書在中」の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。
- ※ 企画提案書等は、原則として提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

(7) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出された提案
- ② 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 90 条(公序良俗違反)、第 93 条(心裡留保)、第 94 条(虚偽表示)又は第 95 条(錯誤)に該等する提案
- ③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ④ その他、コンペに関する条件に違反した提案

(8) 企画コンペ参加の辞退

参加表明に係る書類を提出した者が、参加辞退を行う場合は、【様式 1-3】「コンペ参加辞退届」を、「6 受託候補者の選定方法等に関する基本事項」で定める企画提案選考委員会の実施日の前日までに、上記(1)に持参または郵送により提出すること。

なお、参加辞退者は、これを理由として、以降本組合が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

5 提出書類等

(1) 企画提案書

- ① 参加者は、下記の事項を明確にした企画提案書を作成、提出すること。
 - (ア) 具体的な実施内容及び実施方法
 - (イ) 年間計画(作業及び実施スケジュール)
 - (ウ) 業務実施体制(【様式 2】「業務の実施体制」)
 - (エ) 再委託の有無及び予定
- ② 委託業務を確実に実施・履行するための組織体制(業務分担、担当者名等)、連絡体制等を詳細に示すこと。

(2) 積算内訳書

- ① 本業務の実施に要するそれぞれの経費の内訳(項目、数量、単価、金額、税等)を明らかにした積算内訳書を作成すること。なお、本業務に係る費用の総額は、「1 本業務の概要」(4)に定める委託料の上限額を超えないこと。
- ② 積算内訳書については、積算した金額に消費税及び地方消費税を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって積算額とする。
- ③ 積算内訳書は任意の様式によるものとし、企画書と別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、本組合金沢支部長あてに、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載、社印及び代表者印を押印の上、提出すること。

(3) 提出書類一覧と提出部数

① 提出書類

- (ア) 企画提案書 (様式1)
- (イ) 企画書 (任意様式・A4 版縦綴り)
- (ウ) 積算内訳書 (任意様式)
- (エ) 業務の実施体制..... (様式2)
- (オ) その他企画提案を説明するために必要な書類... (任意様式)

② 提出部数

正本：1部、副本：10部

6 受託候補者の選定方法等に関する基本事項

(1) 企画提案の審査

参加者の企画提案の審査は、下記(2)～(5)に基づき、本組合が設置する企画提案選考委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が、上記「1 本業務の概要」(4)の予算額を超えた場合は、審査対象から除外する(失格)。

(2) 審査方法

- ① 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- ② 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションについて、下記(3)に定める審査項目に基づき、個別の審査項目ごとに評価を行い、審査票に評点を記入する。
- ③ 上記②の評点を集計し、委員会として合計した総得点により順位をつけて本組合に報告する。なお、総得点が高点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合意の上で順位を決定する。
- ④ 参加者が1者のみの場合でも、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。
- ⑤ 委員会は、順位にかかわらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合(著しく仕様を逸脱している場合など)には、その旨の評価を付して本組合に報告する。
- ⑥ 委員会は、順位等を決定するに当たり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。

(3) 審査の評価項目及び配点（例示）

審査は、委員会にて設定する評価項目及び配点を用いて行う。下表は例示であり、参加者への公表は、原則として行わない。

評価項目	配点	評価の基本的視点
1 課題解決	20	一般公衆浴場の抱える課題や市場のニーズに対応しているか
2 創造性	10	活性化に繋がる創意工夫はあるか
		組合としての組織力を活かしたものはあるか
3 計画性	5	明確な目標設定と目標達成に向けた具体的計画がたてられているか
		計画実施による効果検証の方法が示されているか
4 連携	5	一般公衆浴場の各店間や様々な団体との連携が図られているか
5 能力	5	業務を円滑に実施できる組織体制か
		事務、会計等も含め業務遂行の能力があるか
6 発展性	5	次年度以降も本組合の取組として発展させることが期待できるか

(4) 企画提案選考委員会の開催

① 開催日時及び場所（予定）

平成 29 年 6 月 27 日(火)～28 日(水)、金沢市内

※ 詳細はプレゼンテーション参加者確定後に別途通知する。

②開催方法等

- (ア) プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコンの使用を認めるが、追加資料等の提出は認めない。
- (イ) プロジェクター等のプレゼンテーションで使用する機材のセッティングを希望する場合は、事前に担当窓口連絡するものとする。
- (ウ) プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書等の受け付け順とし、1 者当たりのプレゼンテーションの時間は、50 分（説明 30 分、質疑応答 20 分）とする。ただし、都合により 1 者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

(5) 受託候補者の選定

- ① 委員会に招致された全ての者によるプレゼンテーション実施後、企画提案選考委員会において各企画提案内容についての審査を行い、その結果に基づき、第 1 順位の受託候補者を決定する。
- ② 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
- ③ 第 1 順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

(2) 企画提案書等との関係

受託候補者との委託契約締結にあつては、企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、企画提案書等に記載された事項は、契約時の仕様書として扱うものとする。

ただし、本業務の目的達成のため、企画提案内容に修正すべき事項がある場合には、本組合と受託候補者との協議・調整により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(3) 事業者の責務等

受託者は、その責任と費用において以下の調査及び報告に対して協力すること。

- ① 応募時に設定した目標の達成状況の確認（事業効果の検証、業務完了後1回程度）
- ② 本組合等との意見交換会への出席（契約期間内3回程度）
- ③ 事業成果報告会でのプレゼンテーション（業務完了後1回程度）

(4) その他契約に関する条件

① 再委託等の制限

- (ア) 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (イ) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等について、必要事項を本組合に対して文書で報告しなければならない。

② 再委託の相手方

受託者は、上記「①再委託等の制限」(イ)により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、石川県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

③ 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- (ア) 本組合は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な改善措置を請求することができる。
- (イ) 本組合は、上記「①再委託等の制限」(イ)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な改善措置を請求することができる。
- (ウ) 受託者は、上記(ア)及び(イ)による請求があつたときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、本組合に対して文書により通知しなければならない。

④ 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から本組合に移転する。

⑤ 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

⑥ 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、石川県個人情報保護条例（平成 15 年 3 月 24 日石川県条例第二号）を遵守しなければならない。

⑦ その他

受託者は、本業務の実施にあたり契約書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに本組合と協議を行うこと。

8 公正なコンペ実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をコンペに参加させず、又はコンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ① 参加者が本組合に提出した書類（以下「提出書類」）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- ② 提出書類は返却しない。
- ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、全て参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

なお、手続きの停止又は契約の解除があった場合でも、当該業務に要した費用については、本組合は一切補償しない。

【様式 1-1】

実施要領等に関する質問票

会社名

担当部署

担当者

メールアドレス

電話

F A X

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				

〔留意事項〕

- ・平成 29 年 5 月 24 日(水)午後 5 時まで提出のこと。期限を過ぎたものは受け付けない。
- ・原則として電子メールで送付のこと。
- ・1つの質問項目について1行使用のこと。

石川県公衆浴場業生活衛生同業組合 金沢支部長 殿

所在地 _____
名 称 _____
代表者 _____ ⑩

※共同提案の場合は、代表となる者を記載すること。

コ ン ペ 参 加 表 明 書

平成 29 年度一般公衆浴場活性化業務コンペ実施要領の内容を了知のうえ、次のとおりコンペに参加します。

記

1. 参加資格

次の内容について、虚偽がないことを宣誓します。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 石川県内に主たる営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、石川県公衆浴場業生活衛生同業組合金沢支部の要求に応じて速やかに対応できる体制を整えていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

2 会社等概要及び過去3年間の主な類似業務実績

商号又は名称		代表者職氏名	
所在地			
設立年月日		資本金	
直近の年間売上高		従業員数	
業務内容			
過去3年間の 主な実績	発注者	受注事業内容	
		受注年	業務内容(主な実施企画・制作媒体等)

※ 既存の資料（会社パンフレット等）で同項目が網羅されているものであれば、これに替えることができる。

※ 他に、会社等の直近の財務諸表（直近2期分）を添付すること。

3 プレゼンテーション出席予定者（3名以内）

① 所属・職 _____ 氏名 _____

② 所属・職 _____ 氏名 _____

③ 所属・職 _____ 氏名 _____

4 連絡担当者

所属・職 _____ 氏名 _____

連絡先 [TEL] _____ [FAX] _____

[e-mail] _____

以上

石川県公衆浴場業生活衛生同業組合 金沢支部長 殿

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____ ⑩

※共同提案の場合は、代表となる者を記載すること。

コ ン ペ 参 加 辞 退 届

平成 29 年度一般公衆浴場活性化業務コンペへの参加を表明しましたが、都合により参加を辞退します。

連絡担当者

所属・職 _____

氏名 _____

TEL _____

FAX _____

e-mail _____

平成 29 年度一般公衆浴場活性化業務
企 画 提 案 書

石川県公衆浴場業生活衛生同業組合 金沢支部長 殿

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____ ⑩

※共同提案の場合は、代表となる者を記載すること。

標記について、次のとおり関係書類を添えて提出します。

記

添付書類

- 企画書
- 積算内訳書
- 業務の実施体制（様式 2）
- その他企画提案を説明するのに必要な書類

以上

連絡担当者

所属・職 _____

氏名 _____

TEL _____

FAX _____

e-mail _____

